



平成 25 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 I C D A ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 向 井 弘 光
(コード番号：3184 東証 J A S D A Q ・ 名 証 第 二 部)
問 合 せ 先 取締役管理部長 黒 田 悟 郎
(TEL. 059-381-5540)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 職務分担を明確化するため、現行定款第15条(招集権者および議長)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 代表取締役と役付取締役について役割を明確にするため、現行定款第23条(代表取締役および役付取締役)および第24条(取締役会の招集権者および議長)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の定める範囲内で一部免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第30条(取締役の責任免除)および第40条(監査役の責任免除)として新設するものであります。
なお、第30条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴う、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 25 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 25 日(予定)

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第15条(招集権者および議長) 株主総会は、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役に事故があるときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第3章 株主総会 第15条(招集権者および議長) 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長に欠員または事故があるときは</u> は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第4章 取締役および取締役会 第23条(代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>代表取締役、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> 第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役に事故があるときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第4章 取締役および取締役会 第23条(代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> 第24条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長に欠員または事故があるときは</u> は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(新設) (新設)	第30条(取締役の責任免除) <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</u>
第30条～第38条 (条文省略)	第31条～第39条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 (新設) (新設)	第5章 監査役および監査役会 第40条(監査役の責任免除) <u>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</u>
第39条～第42条 (条文省略)	第41条～第44条 (現行どおり)

以上